

大津市会計年度任用職員募集要項

【職種：教育職3種 スクールソーシャルワーカー 児童生徒支援課】

令和6年度に大津市教育委員会事務局児童生徒支援課において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 **募集人数** 2人（週35時間勤務）

2 **募集職種** 教育職3種 スクールソーシャルワーカー 児童生徒支援課

3 **業務内容** 市立小中学校におけるスクールソーシャルワーク

- (1) 様々な問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- (3) 校内（ケース）会議での教職員に対する助言
- (4) 校内チーム体制の構築、支援
- (5) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (6) 教職員等への研修活動
- (7) その他所属長の指示する業務

4 **募集対象**

- (1) 社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する者のうち、児童福祉等の分野の知識と経験を有する者
- (2) 公用車の運転が可能であること（普通自動車運転免許取得後1年経過していること）

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 **応募受付期間** 令和6年4月22日（月）まで

※ただし、合格者が採用予定人員に達し次第、受付を終了します。

お手数ですが、応募に当たっては【問い合わせ先】に、現在も受け付け中かご確認ください。

6 **応募方法**

ハローワークを通じてご応募いただくか、受付期間内に下記の連絡先へ直接お電話ください。

選考日の当日に、下記の書類を持参してください。

- ① ハローワーク紹介状（ハローワークを通じて応募される場合）
- ② 写真を添付した履歴書（本籍地の記載のないもの）
- ③ 資格免許の写し（社会福祉士または精神保健福祉士、普通自動車運転免許）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内のみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市児童生徒支援課「会計年度任用職員採用担当者」まで 電話番号：077-528-2854

7 選考日時及び選考会場

【選考日時】令和6年4月23日（火）までの随時 ※個別に電話連絡します。

【選考会場】大津市役所 別館2階 児童生徒支援課

8 試験当日の注意事項

- ・新型コロナウイルス感染症などの感染症に罹患し、治癒していない方や発熱症状等がある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、受験を控えてください。

9 選考方法 面接試験及び作文試験 ※上記6に記載の書類等をお持ちください。

10 結果の発表 採用試験実施後1週間以内に、受験者本人宛、合否通知を文書で発送します。

11 勤務条件

任用期間	令和6年5月1日から令和7年3月31日まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。 (4回まで、最長5年度) 採用後、1ヶ月(実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで延長)は条件付採用とし、良好な成績で勤務して初めて正式採用されます。
勤務地	大津市御陵町3番1号 大津市役所本庁 教育委員会事務局児童生徒支援課
勤務日	週5日(月曜日～金曜日)
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日から1月3日)
休暇	年次有給休暇 1年目10日(任用期間に応じて付与) 特別休暇あり(要件あり)
勤務時間	週35時間勤務(1日7時間×週5日)9時～17時 休憩60分 ※時間外勤務をしていただく可能性があります。
基本給	週35時間勤務 月額197,517円～225,237円 ※本市職員としての経歴に応じて決定します。
諸手当	期末勤勉手当 年2回 年間最大4.50月分、支給基準に沿って在職期間、成績率に応じた割合で支給します。 通勤手当相当(片道2km以上の場合、上限月額55,000円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 営利企業への従事(兼業)は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。)
その他	給与等支給日: 当月20日 ・勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。

【問い合わせ先】

大津市教育委員会事務局児童生徒支援課「会計年度任用職員採用担当者」 電話番号: 077-528-2854